○経済産業省令第六十二号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）第四十八条第一項の規定に基づき、液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十一月二十八日　　経済産業大臣　枝野　幸男

液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令の一部を改正する省令

液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令（昭和四十二年通商産業省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

別表第二カートリッジガスこんろの項技術上の基準の欄2中「日本工業規格S2147（1991）カセットこんろ」を「日本工業規格S2147（2009）カセットこんろ」に改め、同欄12(1)ロ(イ)中「日本工業規格K6347（1980）液化石油ガス用ゴムホースの7.10ゴム層の引張試験」を「日本工業規格K6251（2010）加硫ゴム及び熱可塑性ゴム―引張特性の求め方」に改め、同欄12(1)ロ(ロ)中「日本工業規格K6347（1980）液化石油ガス用ゴムホースの7.11ゴム層の老化試験」を「日本工業規格K6257（2010）加硫ゴム及び熱可塑性ゴム―熱老化特性の求め方の4.3試験方法に定める促進老化試験A法（AA―2）」に改め、同欄12(1)く中「日本工業規格K6347（1980）液化石油ガス用ゴムホースの7.5オゾン劣化試験」を「日本工業規格K6347―1（2003）液化石油ガス用ゴムホース（LPGホース）―第1部：自動車、一般設備及び一般家庭用の8.5外面層の静的オゾン劣化試験」に改め、同欄12(1)ニ中「日本工業規格K6347（1980）液化石油ガス用ゴムホースの7.6(1)高圧ホースのガス透過性試験」を「日本工業規格K6347―1（2003）液化石油ガス用ゴムホース（LPGホース）―第1部：自動車、一般設備及び一般家庭用の8.6.1高圧ホースのガス透過試験」に改め、同欄12(3)イを次のように改める。

イ　日本工業規格Z2371（2000）塩水噴霧試験方法の3.装置に定める規格に適合する装置を用い、9.噴霧室の条件に定める規格に適合する塩水噴霧試験室において、7.2.1中性塩水噴霧試験に定める規格に適合する試験用塩溶液を24時間以上噴霧した後、16.判定方法ａ）面積法に定める規格に適合する方法により判定を行ったとき、腐食がないか若しくはレイティングナンバ9.8から6までの腐食面積率である耐食性のある金属又は表面に耐食処理を施した金属であること。

別表第二カートリッジガスこんろの項技術上の基準の欄20(2)イ中「日本工業規格S2147（1991）カセットこんろの5.14機能部品の耐熱試験の5.14.1器具栓」を「日本工業規格S2147（2009）カセットこんろの6.14機能部品の耐熱試験の6.14.1器具栓」に改め、同欄20(2)ロ中「日本工業規格S2147（1991）カセットこんろの5.14機能部品の耐熱試験の5.14.2点火ユニット」を「日本工業規格S2147（2009）カセットこんろの6.14機能部品の耐熱試験の6.14.2点火ユニット」に改め、同欄20(2)く中「日本工業規格S2147（1991）カセットこんろの5.14機能部品の耐熱試験の5.14.3器具ガバナー」を「日本工業規格S2147（2009）カセットこんろの6.14機能部品の耐熱試験の6.14.3器具ガバナ」に改める。

別表第二半密閉式瞬間湯沸器の項技術上の基準の欄2中「日本工業規格S2092（1996）家庭用ガス燃焼機器の構造通則の付表2」を「日本工業規格S2092（2010）家庭用ガス燃焼機器の構造通則の表5」に改め、同欄17(2)イ中「日本工業規格S2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表14機能部品の耐熱試験の1.ガス閉止弁」を「日本工業規格S2093（2010）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表16機能部品の耐熱試験の１ガス閉止弁（器具栓を含む。）」に改め、同欄17(2)ロ中「日本工業規格S2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表14機能部品の耐熱試験の2.点火ユニット」を「日本工業規格S2093（2010）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表16機能部品の耐熱試験の２点火ユニット（圧電素子ユニットを含む。）」に改め、同欄17(2)く中「日本工業規格S2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表14機能部品の耐熱試験の3.器具ガバナー」を「日本工業規格S2093（2010）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表16機能部品の耐熱試験の３器具ガバナ」に改め、同欄19中「日本工業規格B0203（1982）管用テーパねじ」を「日本工業規格B0203（1999）管用テーパねじ」に改める。

別表第二半密閉式ベーナー付ふろがまの項技術上の基準の欄2中「日本工業規格S2092（1996）家庭用ガス燃焼機器の構造通則の付表2」を「日本工業規格S2092（2010）家庭用ガス燃焼機器の構造通則の表5」に改め、同欄16(2)イ中「日本工業規格S2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表14機能部品の耐熱試験の1.ガス閉止弁」を「日本工業規格S2093（2010）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表16機能部品の耐熱試験の１ガス閉止弁（器具栓を含む。）」に改め、同欄16(2)ロ中「日本工業規格S2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表14機能部品の耐熱試験の2.点火ユニット」を「日本工業規格S2093（2010）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表16機能部品の耐熱試験の２点火ユニット（圧電素子ユニットを含む。）」に改め、同欄16(2)く中「日本工業規格S2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表14機能部品の耐熱試験の3.器具ガバナー」を「日本工業規格S2093（2010）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表16機能部品の耐熱試験の３器具ガバナ」に改め、同欄18中「日本工業規格B0203（1982）管用テーパねじ」を「日本工業規格B0203（1999）管用テーパねじ」に改める。

別表第二ふろがまの項技術上の基準の欄2中「日本工業規格S2092（1996）家庭用ガス燃焼機器の構造通則の付表2」を「日本工業規格S2092（2010）家庭用ガス燃焼機器の構造通則の表5」に改める。

別表第二ふろベーナーの項技術上の基準の欄2中「日本工業規格S2092（1996）家庭用ガス燃焼機器の構造通則の付表2」を「日本工業規格S2092（2010）家庭用ガス燃焼機器の構造通則の表5」に改める。

別表第二半密閉式ストーブの項技術上の基準の欄2中「日本工業規格S2092（1996）家庭用ガス燃焼機器の構造通則の付表2」を「日本工業規格S2092（2010）家庭用ガス燃焼機器の構造通則の表5」に改め、同欄17(2)イ中「日本工業規格S2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表14機能部品の耐熱試験の1.ガス閉止弁」を「日本工業規格S2093（2010）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表16機能部品の耐熱試験の１ガス閉止弁（器具栓を含む。）」に改め、同欄17(2)ロ中「日本工業規格S2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表14機能部品の耐熱試験の2.点火ユニット」を「日本工業規格S2093（2010）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表16機能部品の耐熱試験の２点火ユニット（圧電素子ユニットを含む。）」に改め、同欄17(2)く中「日本工業規格S2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表14機能部品の耐熱試験の3.器具ガバナー」を「日本工業規格S2093（2010）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表16機能部品の耐熱試験の３器具ガバナ」に改め、同欄20中「日本工業規格B0203（1982）管用テーパねじ」を「日本工業規格B0203（1999）管用テーパねじ」に改める。

別表第二ガス栓の項技術上の基準の欄1及び4中「日本工業規格S2120（1992）ガス栓の表13材料のうち耐食性のある材料」を「日本工業規格S2120（2000）ガス栓の表15耐食性のある金属材料」に改め、同欄7(1)中「日本工業規格B0203（1982）管用テーパねじ」を「日本工業規格B0203（1999）管用テーパねじ」に改め、同欄7(2)中「日本工業規格B2301（1995）ねじ込み式可鍛鋳鉄製管継手の付表17ユニオン」を「日本工業規格B2301（2004）ねじ込み式可鍛鋳鉄製管継手の付表19Ｉ形のユニオン」に改める。

別表第二ガス栓の項技術上の基準の欄10の㈠1中「日本工業規格B0203（1982）管用テーパねじに定めるねじの呼び又は日本工業規格B2301（1995）ねじ込み式可鍛鋳鉄製管継手の付表17ユニオン」を「日本工業規格B0203（1999）管用テーパねじに定めるねじの呼び又は日本工業規格B2301(2004)ねじ込み式可鍛鋳鉄製管継手の付表19Ｉ形ユニオン」に改める。

別表第二ガス栓の項技術上の基準の欄22の表を次のように改める。

ガス栓の種類			流量（単位：リットル毎時）
名称		呼び	
		1／2	6,000
		3／4	10,000